



令和6年3月4日  
環境エネルギー部  
循環型社会推進課

報道関係者 各位

～環境に優しい製品を積極的に選んでリサイクル推進！～  
山形県産の良質な「リサイクル製品」を新たに2製品認定しました

本県では、県内で排出された循環資源を利用し、かつ、県内で製造された良質な製品を認定する「山形県リサイクル製品認定制度」を実施しております。

令和5年度後期募集分において、有識者等で構成する審査会での審査を経て、新たに下記の2製品を認定しましたのでお知らせします。

つきましては、県民への周知広報について御配慮くださるようお願いいたします。

記

○新規に認定した製品

No.	1	2
製品名	再生フラットマーカ―	ペイブシャモット
品目名	プラスチック製用品	外構用防草用品
原料となる循環資源	廃プラスチック（TPE樹脂）	廃瓦
認定事業者	エコルサカンパニー 所在地：山形市蔵王成沢 289 番地 34 TEL：090-2995-2057	株式会社原田瓦工業 所在地：酒田市広栄町 1 丁目 6 の 1 TEL：0234-31-3234
製品の特長	山形県内で発生した廃プラスチックを利用した、フラットマーカ―です。（直径約 18cm の円盤状） 滑りにくい素材で、運動時にグラウンドや室内床面に置き、目印として使用します。 【認定期間：R6. 3. 1～R11. 2. 28】	山形県内で発生した廃瓦を利用した、外構用防草用品です。 庭周り等に粉末状の製品を敷き、水を撒くと一週間ほどで固まります。 【認定期間：R6. 3. 1～R11. 2. 28】
製品写真		

※ この認定により、令和6年3月1日時点の認定製品の総数は58製品となります。  
(制度の概要は別紙のとおり)

【問い合わせ先】  
循環型社会推進課  
課長補佐（リサイクル・環境産業担当）太田  
電話 023-630-2322  
【報道監】環境エネルギー部次長 荒木

## 山形県リサイクル製品認定制度概要

### 1 制度の概要

廃棄物の排出抑制と循環資源の利用促進を図ることを狙いとして、県内で発生した循環資源（廃棄物等）を主たる原材料として、県内の事業所で製造される製品のうち、品質や性能が均一で安全なものを県が認定する制度。平成14年度から実施している。

### 2 認定の要件

次の(1)～(4)をすべて満たすこと。

- (1) 原則的に、原料として使用される循環資源量が原料全量の50%以上であること。
- (2) 原則的に、原料として使用される循環資源量のうち、50%以上が県内産であること。
- (3) 県内の事業所で製造・加工される製品であること。
- (4) 品質・性能が均一で、安全性があり、かつ、「山形県リサイクル製品認定制度認定基準」への適合について、有識者、県関係課長等で構成する「山形県リサイクル製品認定・リサイクルシステム認証審査会」により承認されること。

### 3 認定製品に対する県の主な支援

- (1) 県環境物品等調達基本方針に基づき、優先的な調達に努める。
- (2) 市町村、県内関係団体等に対して優先的調達を依頼するとともに、リサイクル認定製品・リサイクル認証システムのパンフレットを作成し、PRを行う。
- (3) 県主催の環境関連イベント（山形県リサイクル認定製品展示会（※）、やまがた環境展等）等において積極的にPRを行う。
- (4) 県発注の建設工事において、受注者の提案によりリサイクル認定製品を利用する場合には、工事成績評定に加点し、優遇措置を行う。

#### ※ 山形県リサイクル認定製品展示会

大型商業施設等での展示会を開催することにより、県民の認知度向上を図り、以て認定製品の利用拡大に繋げる一つのきっかけとすることを目的として、内陸会場と庄内会場の2箇所で開催している。

内容：全認定製品のパネル展示、製品実物・サンプル等の展示、即売実施（一部）



山形県リサイクル認定製品  
マーク